

兵庫県公報

平成27年3月6日 金曜日 第2676号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	5
○ 家畜の予防注射の実施（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
○ 道路の位置指定の取消し（同）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10

告 示

兵庫県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

高坂土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
野垣忠久

住 所
篠山市高坂242番地

~~~~~

### 兵庫県告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日      |
|----------|------------|
| 中川土地改良区  | 平成27年2月12日 |

~~~~~

兵庫県告示第155号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成27年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

3 搾乳の用に供する牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の4割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ 酵素免疫測定法

ウ 補体結合反応検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

4 搾乳の用以外の用に供する牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ 酵素免疫測定法

ウ 補体結合反応検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

5 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三

原郡西淡町であった区域を除く。)、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ エライザ法

オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

6 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ エライザ法

オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

7 競走の用に供する馬の馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 平成27年1月1日時点での年齢が3歳、8歳及び13歳の馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

イ その他家畜防疫員が必要と認めた馬

(4) 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

- (5) 検査の方法
 - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ エライザ法
- 8 競走の用以外の用に供する馬の馬伝染性貧血検査
 - (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
神戸市、豊岡市。ただし、家畜防疫員が必要と認めた馬については県内全域。
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
 - (4) 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ エライザ法
- 9 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
 - (1) 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割
 - (4) 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ 細菌検査
- 10 県外に移動する蜜蜂の腐そ病検査
 - (1) 実施の目的
蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県域を越えて移動する蜜蜂
 - (4) 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査

**兵庫県告示第157号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成27年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応検査)

イ ウイルス分離検査

ウ エライザ法

エ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

エ イバラキ病

オ 牛流行熱

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第158号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成27年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

(2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

- 4 実施の期日
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 5 注射の方法
炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月6日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	佐用郡佐用町真盛字下モ田406番2から 同 郡同 町早瀬字オケ鼻909番まで	旧	9.0から 14.0まで 7.0から 11.0まで	252.0 254.0	
		新	9.0から 13.0まで	252.0	



兵庫県告示第160号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成27年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 朝来市和田山駅南土地区画整理組合
事務所の所在地 朝来市和田山町東谷213番地1（朝来市役所）
設立認可の年月日 平成11年12月13日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	山 中 正 夫	朝来市和田山町東谷2丁目18番地
副理事長	絹 卷 久 雄	同 市和田山町東谷1丁目16番地
同	豊 田 巖	同 市和田山町東谷4丁目18番地
理 事	池 田 一 男	同 市和田山町平野532番地
同	石 田 誠	同 市和田山町東谷1丁目7番地
同	大 海 吉 次	同 市和田山町東谷5丁目19番地
同	岡 本 道 彦	同 市和田山町平野226番地
同	日下部 道夫	同 市和田山町東谷3丁目20番地
同	日下部 義伸	同 市和田山町東谷3丁目12番地
同	茂 上 清 司	同 市和田山町平野183番地



兵庫県告示第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26北播位置 0003号	27. 2. 19	西脇市西脇字平塚54番 1 の一部	6. 00	44. 27



兵庫県告示第162号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第 1 項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課において縦覧に供する。

平成27年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 廃0001号	27. 2. 18	たつの市揖西町小神字芦原22番 1	4. 80	35. 00

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 3月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アピアきた

所在地 宝塚市中州 1 丁目 1 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ショージ	神戸市中央区下山手通 6 丁目 4 番 6—406号	高 野 邦 夫
株式会社酒井商店	宝塚市野上 1 丁目 2 番 1 号	小 林 真 智 子
有限会社富田	宝塚市中州 1 丁目 1 番 1 号	富 田 康 治

外36者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ショージ	神戸市中央区下山手通 6 丁目 4 番 6—406号	高 野 昭 二
金 原 康 子	宝塚市中州 1 丁目 3 番42号	
船 寺 恒 彦	宝塚市中州 1 丁目 2 番24—303号	

外28者

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ショージ	神戸市中央区下山手通6丁目4番6—406号	高野 邦夫
有限会社富田	宝塚市中州1丁目1番1号	富田 康治
船 寺 滋	宝塚市仁川高台2丁目3番22号	

外36者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	浅田 克己
スナップス販売株式会社	大阪市中央区備後町2丁目4番9号	本 田 進
児 玉 みぐみ	宝塚市野上3丁目9番20号	

外12者

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号	本 田 英 一
株式会社キタムラ	横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	浜 田 宏 幸
貝 原 五 月	宝塚市野上3丁目9番20号	

外11者

(3) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

250台

イ 変更後

198台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から午後8時まで（ただし、年間62日間は午前9時から午後9時まで）

イ 変更後

午前9時から午後9時まで

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時45分から午後8時15分まで（ただし、年間62日間は午前8時45分から午後9時15分まで）

イ 変更後

午前8時45分から午後9時15分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年10月23日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年10月8日ほか

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

平成27年8月20日

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年8月20日

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年8月20日

5 届出年月日

平成26年12月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年3月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年7月6日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町南田原字東田2223番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市東神吉町神吉883番地の2
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古屋智浩
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年10月17日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-23号（26福崎）